
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

平成26年9月25日付26長監第54号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月9日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	溝口	芙美雄
同	高見	健

26 総文第 32 号
平成 26 年 11 月 28 日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県知事 中村 法道 印

平成 26 年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 9 月 25 日付 26 長監第 54 号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：危機管理監		
【危機管理課】		
委託契約	<p>長崎県震度情報ネットワークシステム定期点検業務委託において、工事に関する委託ではないにもかかわらず、工事の委託に準じたランダム化による予定価格や最低制限価格の設定が行われている。</p>	<p>橋梁の点検・整備の場合等には、最低制限価格の設定等を行うこともあったため、類似する事案と考え、同様の取扱を行っていましたが、土木部等に改めて確認を行ったところ、情報システムの点検等は、事務委託として最低制限価格等の設定を行わないことが妥当ということでした。</p> <p>本事業は同システムの瑕疵担保期間の終了に伴って、平成25年度に初めて生じた事業であり、今後継続することから、財務会計規則に基づき、適正に処理してまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：総務部		
【県民センター】		
物品	<p>消耗品出納簿に、謝礼品として購入したクオカード及び図書カードが登記されていない。</p>	<p>WEB県政アンケートモニターへの謝礼として購入したクオカード及び図書カードは、数日後に全てを発送したため、消耗品出納簿に登記しなければならないという認識が欠けておりました。</p> <p>今後は、本年度分購入時に消耗品出納簿に登記し、適切に管理してまいります。</p>
【管財課】		
財産	<p>公共用地の未利用地について、利用見込みがないものについては、引き続き積極的な処分に努めること。</p>	<p>売却可能な未利用地については、県のホームページ等において売却予定物件の情報を広く提供し、一般競争入札による売却のほかインターネットを利用した入札や落札されなかった物件について不動産業者へ売却仲介を依頼するなど様々な方法を活用し処分促進に取り組んでおります。</p> <p>また、平成26年11月に開催した県有財産管理運用本部会議において、未利用地の有効活用や売却促進の観点から、保有地の検証回数を増やすこととし、さらに優良物件については積極的に売却することなど保有地の分類基準を見直し、保有地のうち9件については処分等予定地への分類換えを行いました。今後とも未利用地の一層の処分に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【長崎振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金)〔税務部〕</p>	<p>収入未済については、徴収事務方針を策定し、夜間・休日を含め電話及び臨戸による催告を行うとともに滞納者の現状把握に努め、自主納付が見込めない滞納者に対しては、預金・給与の債権差押や自動車のタイヤロック、捜索による動産差押を執行しております。</p> <p>特に収入未済額の約80%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」をより効果的に活用するため、機構案件のみを担当する職員を4名配置し、機構案件の個人住民税について地方税法第48条による特例徴収(県による直接徴収)を実施し収入未済額の縮減に努めております。</p> <p>あわせて個人県民税の滞納発生を抑制するため、市町と連携・協働して住民税特別徴収制度の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、適正・公平な賦課徴収を図るとともに、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県央振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金)〔税務部〕</p>	<p>収入未済については、文書、休日・昼夜の電話や自宅等への訪問などによる催告を行うとともに滞納者の現状把握に努め、自主納税に応じない滞納者に対しては給与・預貯金等の債権、自動車、不動産及び搜索による動産差押等を実施しております。</p> <p>また、差押物件についてはインターネット公売を通じて換価促進を図るなど、実情に応じた債権保全・回収措置を講じながら未収額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>特に収入未済額の大半を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を最大限活用するため、各市を担当する職員を配置し、地方税法第48条による特例徴収を実施しています。あわせて、個人県民税の滞納発生を抑制するための住民税特別徴収制度の推進を図るなど、県と市が連携・協働のうえ未収額の縮減に努めております。</p> <p>今後とも、租税の公平な負担確保を図るとともに、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県北振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金)〔税務部納税課〕</p>	<p>収入未済については、毎年、徴収事務方針を策定し、夜間・休日の催告等を行い滞納者の現状把握に努めるとともに、自主納税が見込めない滞納者に対しては、給与・預金の債権差押を中心に、自動車、不動産及び捜索による動産差押等を執行しております。</p> <p>特に、収入未済額の約78%を占める個人県民税の未収対策については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働の強化を図りながら未収額の圧縮に努めております。</p> <p>あわせて、個人県民税の滞納発生を抑制するため、市町と連携して住民税特別徴収制度の平成27年度の県内完全実施に向けて取り組んでおります。</p> <p>今後とも、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>
物品	<p>消耗品出納簿に、システム変更により使用しなくなった現金領収書が登記されていない。 〔税務部〕</p>	<p>現金領収書受入後、払出時には漏れなく消耗品出納簿へ登記し、残高を確認するよう注意書きを消耗品出納簿に付記するなど、担当者へ注意喚起しながら適正に処理してまいります。</p> <p>また、年度末・年度初めの事務処理をはじめ、出納員による残高の確認も徹底してまいります。</p> <p>なお、登記漏れについては、実際の数量に訂正し、適正に処理いたしました。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【意見】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：総務部		
【財政課】		
予算の執行	<p>複数年度にわたる債務を負担する場合には、債務負担行為として、議会の議決を経て、予算で定めておかなければならない。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、債務負担行為を設定することなく、2ヶ年にわたる補助金の交付決定を行っている事例や敷地及び建物の賃貸借契約において複数年度にわたり締結している事例が見受けられたので、債務負担行為の設定に関して周知徹底を行うべきである。</p>	<p>補助事業等の実施に当たっては、原則として、予算計上時に予め翌年度以降にわたることが確実な場合は債務負担行為を設定する一方で、予算計上後又は交付決定後の事由により年度内に事業が終了しなくなった場合は繰越明許費を定める必要があります。</p> <p>また、翌年度以降にわたる不動産の賃借契約については、債務負担行為の設定を要しない長期継続契約を基本とするなど、債務負担行為の設定以外の対応も含め、補助事業や契約の内容等に応じて適切な対応を講じるよう、新年度の予算編成方針をはじめ、様々な機会を捉え、各部局に対し、注意喚起を促してまいります。</p>
委託契約	<p>委託契約については、今回の監査において、予定額及び予定価格の積算根拠が不明確である事例、業務委託の完了報告書が年度内に提出されていない事例、委任契約において精算確認が行われていない事例などが見受けられた。</p> <p>これらについては、平成22年2月17日、平成22年5月12日及び平成23年2月18日付、会計課長通知等により適正な契約事務の取り組みがなされているところであるが、再度、契約事務が適正に執行されるよう指導及び周知徹底に努めるべきである。</p>	<p>委託契約については、改めて、全庁的な問題として年度当初に発出する予算執行に関する総務部長通知や予算編成方針説明会など様々な機会を捉え、適正な予定価格の設定や委任契約に係る精算の徹底をはじめ、関係法令等に基づく適正な事務処理について、各部局に対し、指導、周知徹底を図ってまいります。</p> <p>また、予算編成過程においても「契約に関する調」等を活用しながら、契約事務の適正化に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：秘書広報局		
【秘書課】		
物品	消耗品出納簿に、記念品として購入したギフト券が登記されていない。	今後は、保管期間の多少にかかわらず消耗品出納簿に登記して適切に管理してまいります。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：企画振興部		
【まちづくり推進室】		
委託契約	環長崎港地域アーバンデザインシステム運營業務委託の変更契約において、支払額を指定した経費に対しても請負率を乗じ変更予定額を積算している。	今後は、変更予定額の積算にあたっては、仕様の内訳やその性格を踏まえ、請負率を乗じることが適当な経費かどうか留意し、適正な事務処理に努めてまいります。
【長崎振興局】		
物品	振興局内で実施した物品の照合点検の結果、19件の物品について現物との確認ができていない。 〔管理部総務課〕	確認ができていない19件の物品については、平成26年11月現在で19件のうち16件が照合済み、3件が未照合です。未照合の3件については振興局あげて計6回の現物確認及び帳簿との照合をおこなった結果、すでに廃棄済みという結論になりましたので、年度末に物品管理簿からの削除を行います。 また、物品点検については複数名で実施するとともに、物品管理簿を変更することなく物品の配置換えをしないよう全職員へ周知を図りました。今後、このようなことがないよう、適正な物品管理に努めてまいります。
物品	パソコンの処分において、資源有効利用促進法に基づく回収・リサイクル処理を行っていない。 〔管理部総務課〕	パソコンの処分方法について関係職員への周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。
【県央振興局】		
予算の執行	赴任旅費（精算払い）の支給が大幅に遅延している。 〔管理部総務課〕	支給対象職員の赴任後1ヶ月以内に必要書類を揃えるよう、旅費計算職員に対し徹底を図りました。 特に、年度末・年度始めについては事務スケジュールに提出締切日を追加いたします。 また、支給対象職員に対しても、必要書類の提出について遅延のないよう適切に連絡を行ってまいります。 今後、支給の遅延がないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：企画振興部		
【島原振興局】		
収入未済	収入未済については、効果的な対策を講じ、収入の確保に努めること。 (交通事故賠償金)〔管理部総務課〕	債務者の収入状況等から一括回収が厳しい状況にありますが、平成26年度に小額ではあるが納付がなされており、今後とも、電話催告、居宅訪問等を継続し、未収金の解消に努めてまいります。
物品	消耗品出納簿に、安全運転管理者講習の受講申請のため購入した収入証紙が登記されていない。 〔総務課、農業企画課、雲仙地域普及課〕	収入証紙の消耗品出納簿を5月末に作成し、登記するよう改めました。 また、収入証紙の適正な取扱いについて、7月15日付で局内職員へ通知し、周知徹底を図りました。 さらに、安全運転管理者講習に関する業務マニュアルに収入証紙は出納簿登記が必要と明記し、再発防止に努めております。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：文化観光物産局		
【物産ブランド推進課】		
委託契約	<p>「ながさきの魅力発信 i n K A N S A I 事業」にかかる長崎県産品購入者率調査業務委託において、書面による知事の承諾を得ないまま再委託を行っている。</p>	<p>事業積算の時点から、調査手法をインターネット調査としており、他社のリサーチ会社を利用することも想定されていましたが、実施段階において契約書に規定する書面による承諾を行っていませんでした。今後は、委託業者に対し、契約条項について事前に十分な説明を行い理解させるよう努めてまいります。また、担当職員に対しても、契約書に則り書面による再委託の承諾漏れがないよう指導を行うとともに、複数人によるチェックを行うなど課内におけるチェック体制の強化を図ります。</p>
【国際課】		
委託契約	<p>「世界へこぎ出せ！長崎っ子応援事業」派遣手配業務委託にかかる変更契約の予定価格積算において、当初契約の請負率を乗じないまま予定価格を積算している。</p>	<p>今後の変更契約にあたっては、積算項目ごとに請負率を乗じるか十分検討して積算を行い、このようなことが生じないように十分注意し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：県民生活部		
【人権・同和対策課】		
委託契約	同和問題啓発強調月間における啓発業務委託において、予定価格が積算価格から「歩切り」されている。	今後このようなことが生じないように所属長を含めた部内研修会を開催するなど、再発防止に向け、職員への周知徹底を図りました。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：環境部		
【水環境対策課】		
補助金等	<p>長崎県汚水処理施設整備促進交付金の繰越関係事務において、県の会計年度終了にかかる実績報告書が提出されていない。</p> <p>また、繰越承認通知書の記載に誤りがある。</p>	<p>平成25年度終了実績報告書については市へ作成を依頼し、報告書を受理いたしました。今後繰越がある場合は補助金等交付規則第13条第1項のとおり提出を求めるといたします。</p> <p>また、繰越承認通知書については、今後規則、通知等の確認を徹底し、記載内容を複数職員によりチェックすること等により、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
【廃棄物対策課】		
補助金等	<p>長崎県廃焼却炉解体事業費補助金において、補助対象経費の積算に違算があり補助金交付額が誤っている。</p>	<p>このことについては、ご指摘を受けた後、補助事業者に対して実績報告の再提出を指示いたしました。今後は、補助金等交付規則に則り、補助金交付額の再確定を行い、過大交付額の返還請求を行ってまいります。また、課独自のチェックリストを作成することにより、課内におけるチェック体制の強化を図ってまいります。</p>
収入未済	<p>収入未済が新たに発生している中で、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(行政代執行による撤去費用)</p>	<p>従前の未収金(1件)については、債務者からの分割納付の申出に基づき少額ずつですが自主的な納付が行われており、今後も引き続き分割納付の履行を監視するとともに、債務者に対する資産調査を継続し、資産を発見した場合は差押えを行ってまいります。</p> <p>また、平成25年度に新たに発生した廃棄物処理法に基づく行政代執行に要した費用の未収金(2件)については、調査で判明した資産をすでに差押えており、公売による換価を行うとともに、引き続き資産調査を実施し、資産を発見した場合は同様に差押えを行ってまいります。</p> <p>いずれの未収金についても、債権の全額回収を最終目標として、今後も未収金の解消に取り組んでまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：福祉保健部		
【福祉保健課】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (生活保護費返還金等)</p>	<p>生活保護費返還金については、債権管理事務非常勤職員との情報交換や未納者ごとの「徴収方針表」に基づき、関係市福祉事務所との連携を図り、電話、訪問により未収金の回収に努めております。</p> <p>平成26年3月作成の「生活保護費返還金・徴収金に関する取扱マニュアル」に基づき、適切な時効の中断措置や債務者が死亡した際には、直ちに戸籍調査を行い、法定相続人を確定し納入催告を行うことなど、未収金の適正な管理に努めております。</p> <p>福祉事務所においては、平成24年度に策定した「生活保護不正受給防止マニュアル」に基づき、不正受給の未然防止や年金等受給資格者の把握もれ防止など、新たな返還金等発生 of 未然防止の取組の徹底に努めております。</p> <p>介護福祉士修学資金返還金については、債権管理事務非常勤職員による訪問催告や職員による電話や文書による督促を引き続き計画的に実施するとともに、債権管理事務非常勤職員と定期的な情報交換を行い、収入の確保に努めております。</p>
【医療政策課】		
物品	<p>物品貸付において、貸付期間が満了後も更新契約を行わずに貸付を継続している。</p>	<p>今回ご指摘があった書面上期限切れとなっている使用貸借契約については、これまでの指導の経緯も踏まえ内容を一部見直した上で、改めて契約を締結いたしました。</p> <p>今後、1年ごとに相手方から更新の申請書を徴取し、現況確認を行ったうえで、必要に応じ、契約を適切に更新いたします。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【医療人材対策室】		
補助金等	救急患者輸送確保対策費補助金において、交付決定日前に事業に着手している。	事前着手を認める旨の補助金実施要綱の改正を行いました。 また、現在、事前着手が行われていない他の補助金についても事前着手の可能性及び必要性が認められるものがないか、再度見直しを行いました。
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(看護職員修学資金貸与金返還金)	今後も滞納者及びその連帯保証人に対して電話や文書による督促や自宅訪問等による納付交渉を適宜行い、未収金の回収に努めてまいります。 貸与決定時に学業成績、保証人の保証能力を含めた適正な書類審査及び面接において制度周知を行うなど、新たな返還金が発生しないよう努めてまいります。
【障害福祉課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(児童保護費保護者負担金等)	児童保護費保護者負担金等については、債権管理事務非常勤職員による家庭訪問や電話督促を定期的を実施するとともに、必要に応じ職員による文書、電話及び訪問による督促を実施するなど組織的な対応を図っています。 心身障害者扶養共済制度掛金については、平成26年2月に「長崎県心身障害者扶養共済制度掛金未納金対応実施要領」を一部改正し、2ヵ月未納の方への督促・催告の手順を変更するとともに、加入継続の意思等を早期に確認するなど、強制脱退も含めた未収金対応を迅速化いたしました。 年金過払金については、年金受給権者が死亡した場合には届出を行うよう、毎年度の現況届提出の際に周知徹底を図るとともに、各市町に対し、年金受給権者の死亡が確認された場合には早急に報告するよう平成25年7月に注意喚起を行っております。
【原爆被爆者援護課】		
収入未済	収入未済については、前年度より増加しているため、より実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(健康管理手当返還金)	債務者が生活困窮の状況にある中で少額ながら返済を続けるなど返済の意思はあることから、今後とも、訪問や電話による催告を行い、定期的な納付を促し収入未済の解消に努めてまいります。 在外被爆者分については、遺族に対し継続して文書催告等を行い状況の把握に努めております。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：こども政策局		
【こども未来課】		
補助金等	<p>安心こども基金事業費補助金（保育所緊急整備事業）において、債務負担行為を設定することなく、2ヶ年にわたる補助金の交付決定を行っている。</p>	<p>予算が単年度会計主義であることから、次年度まで事業実施期間が見込まれるものについては債務負担行為を行う必要がありますが、当該年度に事業完了を見込んで当初予算化しているものであり、地方自治法第213条第1項において繰越明許費については「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。」と規定されております。</p> <p>上記を踏まえ、今年度1月～3月に交付決定する箇所は、予算計上の時点では年度内で完了予定でありましたが、保護者への説明等に時間を要し年度をまたぐこととなったため、11月議会で繰越明許費を設定いたします。</p> <p>また、27当初予算では要求時点で年度をまたぐことが判明している箇所について、当初予算と同時に債務負担行為を設定いたします。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：こども政策局		
【こども家庭課】		
補助金等	長崎県児童家庭支援センター運営費補助金において、交付決定日前に事業に着手している。	今年度当該補助金の交付決定にあたり、事前着手を認める規程を記載した実施要綱を制定いたしました(平成26年8月25日制定)。
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(母子寡婦福祉資金貸付金、児童保護費保護者負担金等)	母子寡婦福祉資金については、未収金の発生防止のため、これまで同様申請時に申請者及び連帯保証人に対し、制度に関する説明を十分に行った上で各人から申請書等への署名捺印を得ることとしております。 また、未収金の徴収については、外部委託や口座振替の推進等、債務者の状況に応じた多様な徴収方法により今後も効果的な回収を推進してまいります。 児童保護費保護者負担金については債権管理嘱託員による徴収や本課職員による定期的な電話督促、催告状送付及び訪問徴収により、新規債権の発生防止や、債務者への納付の意識付けを行い積極的な回収に努めております。
物品	平成25年度に不用決定を行った島原市外2市に貸し付けていたパソコン3台について、これまで貸付契約を行っておらず、また物品の確認が行われず、所在が不明となっていた。	現物について再調査したところ、2台については廃棄されており現物を確認することができませんでしたが、1台のパソコンは、現在も使用されていることが判明しました。これらのパソコンについては、耐用年数が経過し財産価値もないことから、現存のパソコンについては、一旦現物を県で引き取り、改めて市への無償譲渡により所有権移転を行います。 今後このようなことがないように、物品管理規則等に基づき毎年度物品の照合を行い、適正な管理に努めてまいります。
物品	消耗品出納簿に、現金領収書が登記されていない。	消耗品出納簿(現金領収書)の備付け及び登記を行いました。引き続き適正な手続きに努めてまいります。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：産業労働部		
【商務金融課】		
補助金等	長崎県設備導入資金貸付事業推進費補助金において、減額の変更承認申請書の提出を受けずに支出負担行為額を減額している。	全庁共通のチェックリストに、支出負担行為の増減を行うための要件確認項目（変更承認申請書の提出の有無）を新たに追加するなど、再発防止に努めるようにいたしました。今後は、このようなことがないように適正な事務の執行に努めてまいります。
収入未済	収入未済については、前年度より増加しているため、より実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。（小規模企業者等設備導入資金特別会計）	<p>事実上の破綻状態にある1件については、債権回収会社に業務委託を行い、担保不動産の競売を実施するなど債権回収を進めております。</p> <p>事業継続中の1件については、組合員の脱退のほか、残存組合員の経営状況も極めて厳しく、少額の償還となっております。最終償還期限が平成27年度に迫っていることから、担保不動産の処分による債権回収が可能などうかを含め、今後回収方針策定の検討を進めてまいります。回収方針策定にあたっては、対応が専門的なものになるため、中小企業基盤整備機構の回収支援事業や債権回収会社を活用することとしております。</p> <p>残り12件のうち5件については、債権回収会社に業務委託を行い、主債務者、連帯保証人及び各々の相続人の資産状況等の調査を進めており、回収困難なものについては「権利の放棄に係る議決を求める基準」に沿って不納欠損処分を行うこととしております。</p> <p>その他7件については、引き続き主債務者や連帯保証人等に対し現地訪問、電話及び文書による催告等を行い債権回収に努めると共に、居所や資産状況等債務者の状況把握を行い、可能な限り収入未済の解消に努めてまいります。</p>
【企業立地課】		
物品	消耗品出納簿に、レターパックが登記されていない。	<p>今年度からは、消耗品出納簿にレターパック用の記入欄を設けて、管理を行っております。</p> <p>今後は、このようなことがないように物品取扱規則等関係法規の熟知に努めるとともに課内のチェック体制を強化してまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：水産部		
【漁政課】		
収入未済	収入未済については前年度より増加しているため、より実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(沿岸漁業改善資金特別会計)	沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、今後も延滞の長期化、固定化を抑制するため、新規発生延滞者への償還指導の早期化に努めるとともに、過年度滞納者については、引き続き個別訪問の実施要領に基づく対応により、面談を重ねて実態を把握し、分割償還などにより未収金の回収に努めてまいります。 また、管理が徹底されても回収することのできない未収金については「権利の放棄に係る議決を求める基準」に基づき債権放棄を検討するなど、適切な対応に努めてまいります。
【漁業取締室】		
委託契約	漁業指導用海岸局の無線業務委託において、積算された業務委託料を予算額に合わせるため減額して委任契約を行っている。	本委託業務は、県が免許を受けて行う、漁船の安全航行のための通信や緊急遭難信号等の漁業指導用無線の業務を委託するもので、委託料の積算にあたっては、過去3ヵ年の通信業務の通信時間実績等により積算した結果、積算額は6,414千円でしたが、予算額が6,000千円であったことから、(一社)長崎県漁業無線協会に対して委託料6,000千円で誘引を行い、同協会の承諾のもと同額で契約を行ったものです。 今後は、適正な予算の確保に努めつつ、積算額と契約額との整合を図ってまいります。
【水産振興課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(長崎魚市場施設使用料)	未収金回収につなげるため、効果的な債務者の所在確認や法的手続きについて研究しているところです。 今後とも未収金の回収に努めてまいります。
委託契約	長崎魚市場管理業務及び事務委託において、委託期間終了後の支出証拠書類の確認など精算確認が行われていない。	平成26年9月、委託先に赴き支出証拠書類の確認を行いました。 今後は、「適正な契約事務の執行について(通知)」の認識を深め、契約事務チェックリストへ支出証拠書類による確認事務が行われているかの項目を加え、職員相互間のチェック体制を強化いたします。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【長崎港湾漁港事務所】		
財産	<p>漁港施設の占有許可において、収入未済のある債務者に許可の更新を行っているが、当該債務者より受理した収入未済に係る支払計画の履行がなされていない。</p>	<p>当該法人の代表者に対し、電話・面談等により催告を行っており、引き続き未収金の回収に努めてまいります。</p>
収入	<p>市に委任している港湾・漁港施設使用料の徴収において、権限委譲交付金交付要綱に定める期日までに使用料の徴収がされていない。</p>	<p>漁港施設使用料については、これまで数ヶ月分まとめて納入されていたため、監査後すぐに市に対し是正を求め現在は要綱に定める期日までに納入が行われております。</p>
予算の執行	<p>長崎漁港魚市場内舗装工事外3件の修繕工事において、最低制限価格の設定の対象となっていない業務であるにもかかわらず、最低制限価格を設定している。</p>	<p>需用費で発注した修繕工事を工事請負費で発注する建設工事に準じるものと判断し、最低制限価格を設定しておりました。 今回のご指摘を受け、事業担当課及び契約担当課において財務規則に照らして誤りがないか相互チェックを徹底し適正な処理に努めてまいります。</p>
【県北振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (沈没船引き上げ費用等) (田平土木維持管理事務所)</p>	<p>漁港施設占有料相当額については、自宅兼事務所を訪問し、繰り返し、納入義務者に納付を指導していますが、占有物件(建物)が既に売却されており、売買時の経緯を主張して弁済が解消しておりません。 引き続き納入義務者に対し、支払い催告を粘り強く行い、未収金の回収に努めてまいります。 沈没船陸揚げ費用については、平成25年度に履行期限延長の特約の承認を行い、平成28年12月まで、2ヶ月ごとに1万円を納付する分割納付を誓約しています。 分割納付が計画に従い履行されるよう、引き続き履行すべき金額の納付指導を行い、未収金の回収に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：農林部		
【農業経営課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (農業改良資金特別会計)	今後も貸付先に対して、地方機関による定期的な個別訪問・経営指導を行うとともに、文書督促、電話、個別訪問による現地督促の強化、連帯保証人を含めた面談等を実施し、滞納者の実態に応じた対策を講じながら、収入未済の縮減に取組み、必要に応じ、「支払督促」等の法的措置についても検討してまいります。
【農村整備課】		
物品	物品管理において、予算執行整理簿の定期的な検証が行われていない。	ご指摘のあった平成25年度の予算執行整理簿については、改めて内容を精査し、適正に処理されていたことを確認するとともに、平成26年度については、通知に従い、内容を確認した上で確認日の記載と捺印を実施しております。 今後はなお一層適切な物品の調達・管理を徹底し、課内での回覧及び検証作業についても周到に行ってまいります。
【林政課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (林業改善資金特別会計)	今後も貸付先に対して、地方機関並びに事務委託機関と連携し、電話や個別訪問等による督促・催告を実施してまいります。また、多額延納者については、経営状況の調査や指導に努めるとともに、引き続き、償還計画の提出について協議を行うほか、債権回収会社(サービサー)への業務委託を検討するなど、効果的な収入未済の縮減に取り組んでまいります。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県央振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (契約解除に伴う違約金)〔管理部総務課〕</p>	<p>債務者が破産し、清算手続き中という状況であり、今後も引き続き、破産管財人を通して清算手続きの状況把握に努めてまいります。</p>
物品	<p>プリンターほか1点について、その賃借期間が終了後も再契約を行わず、引き続き使用されている。また、借入品管理簿の整理・確認が不十分である。 〔農林部諫早湾干拓堤防管理事務所〕</p>	<p>使用見込みのないパソコンについては業者へ返却を行い、今後も使用するプリンター等については、今後も使用するため、買取の事務手続きを完了いたしました。 今後は借入品管理簿の確認を徹底し適切な管理に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
物品	<p>消耗品出納簿に、安全運転管理者講習受講申請のため購入した収入証紙が登記されていない。 また、有料道路通行券の月末、年度末の確認がなされていない。 〔農林部西海事務所〕</p>	<p>安全運転管理者講習申込に係る収入証紙の消耗品等出納簿については、作成したうえで物品管理者及び出納員の確認を実施いたします。 有料道路通行券の消耗品等出納簿については、担当者・所属長および物品管理者が、毎月の管理業務について、スケジューラーに記載し、毎月、相互に業務執行を確認し合い、物品管理者と出納員の確認を実施しております。</p>
【島原振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な対策を講じ、収入の確保に努めること。 (契約解除に伴う違約金)〔管理部総務課〕</p>	<p>債務者が破産し、清算手続き中という状況であり、今後も引き続き、破産管財人を通して清算手続きの状況把握に努めてまいります。</p>
物品	<p>消耗品出納簿に、安全運転管理者講習の受講申請のため購入した収入証紙が登記されていない。 〔総務課、農業企画課、雲仙地域普及課〕</p>	<p>収入証紙の消耗品出納簿を5月末に作成し、登記するよう改めました。また、収入証紙の適正な取扱いについて、7月15日付で局内職員へ通知し、周知徹底を図りました。 さらに、安全運転管理者講習に関する業務マニュアルに収入証紙は出納簿登記が必要と明記し、再発防止に努めております。</p>
【県北振興局】		
予算の執行	<p>吉井庁舎敷地及び建物の賃貸借契約において、債務負担行為を設定していないにもかかわらず年度をまたいで契約を締結している。 〔農林部農業企画課〕</p>	<p>認識不足により、債務負担行為を設定せずに、年度をまたいで契約を締結していたものであり、今後は、長期継続契約による対応も含め、契約の内容等に応じて適正な事務処理を徹底してまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：土木部		
【都市計画課】		
補助金等	都市計画事業補助金において、交付決定日前に事業に着手している。	<p>都市計画事業県費補助金につきましては、県が受託している土地区画整理事業の事業費の一部を町へ補助しているものです。</p> <p>県が事業を行い、その内容を常時把握していることから、補助金交付申請は事業費が確定してから行っていたものです。</p> <p>今後は、国費の交付決定通知時に、遅滞なく交付申請手続きを行うよう指導し、交付決定日前に事業に着手することがないように徹底してまいります。</p>
【建築課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (工事契約解除違約金)	<p>債務者(法人)は事実上破産しており、自主納付は望めない状況です。代表者とは定期的に連絡を取っており、生活状況に変化がないか確認をしております。</p> <p>今後も代表者の状況を見ながら、収入未済の解消に努めてまいります。</p>
【住宅課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県営住宅使用料等)	<p>住宅使用料の未収金につきましては、徴収率が24年度の97.80%から25年度は97.93%に上昇し、未収金の額も約430万円減少するなど、21年度から続けている取組みに一定の効果があると認識しており、今後も以下の方針を継続いたします。平成25年度の現年度徴収率が平成24年度より0.06%低下していることから、家賃徴収員への督促を強化して、徴収率向上を図ってまいります。</p> <p>特に、3ヶ月未満の滞納者への対策を強化し、現年度徴収率のアップを図る。</p> <p>3ヶ月以上の滞納者に対して、滞納額が多額にならないうちに、契約解除通知、住宅の明渡し請求等を行う。</p> <p>和解後、和解内容に違反している者等に対しては、早期の警告、建物明渡し強制執行申立てを強力に推進する。</p> <p>退去滞納者及びその連帯保証人に対して支払督促の申立てを提起し、場合によっては債権の差押えを行う。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【用地課】		
財産	<p>公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。</p>	<p>公共用地の未利用地につきまして、平成24年度末で22件となっており、平成25年度において関係主務課から12件の引き継ぎを受けております。このうち、引き継ぎを受けた12件と過年度分の2件の合計14件を平成25年度中に処分しており、平成25年度末の未利用地は、20件、面積は2万447㎡となっております。</p> <p>過年度の処分予定地につきましては、一般競争入札を行い売却に努めるとともに、地積過小、不整形地等による処分が困難と判断される土地については、小規模緑地帯の活用等について検討していきたいと考えております。</p>
【長崎港湾漁港事務所】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計...岸壁使用料・プレジャーボート係船料等) (港湾施設整備特別会計...ターミナル使用料等)</p>	<p>プレジャーボート係船料等については、電話等による催告の結果、平成25年度未済分については1件となっており、分納による納付も指導しているところです。</p> <p>過年度分については、引き続き文書等による催告を行い、早期回収に努めてまいります。</p> <p>ターミナル使用料等については、弁護士により自己破産申立手続きが進められているため、その状況を注視していくこととしております。</p>
収入	<p>市に委任している港湾・漁港施設使用料の徴収において、権限委譲交付金交付要綱に定める期日までに使用料の徴収がされていない。</p>	<p>権限移譲により市が徴収した港湾施設使用料等については、権限移譲交付金交付要綱に基づき翌月の20日までに県に払い込むこととなっておりますが、長崎市において期日までに払い込みがなされていない状況となっております。そのため、再度長崎市に出向き、期限内に納入するよう強く指導しており、適正な事務処理がなされるよう引き続き指導してまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
委託契約	<p>長崎港内及び長崎漁港内海面清掃業務委託において、委託料の積算根拠が不明確であり、また、委託先から受理した事業報告書及び決算報告書の精算内容は委託料に見合っていないものとなっており、精算確認が不十分である。</p>	<p>長崎港及び長崎漁港の航行船舶の安全確保等のため、長崎港清掃協議会に海面の清掃業務を委託しているものです。</p> <p>所要の経費から補助金等の収入を差し引いた額を委託料算定の基礎としておりましたが、今後は積算根拠を明確にするようにいたします。</p> <p>また、精算確認につきましては、日々の収入・支出時点で内容が適正かどうかを確認しているため、事業報告書及び決算報告書により、繰越金が大幅に増加しない限りは適正と判断していたところです。</p> <p>今後は、精算書を別途提出させ、精算確認を行うことといたします。</p>
【県央振興局】		
財産	<p>都市公園占用許可申請において、前年度に引き続き減免申請書の提出が行われなまま減免許可を行っている。 〔建設部管理課〕</p>	<p>減免を行う占用許可については、減免の根拠規定と減免申請書添付を再確認するなど、なお一層の注意を払い、減免申請書添付の徹底に、更に努めてまいります。</p>
収入未済	<p>収入未済が新たに発生しているので、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。 (復旧工事負担金)〔建設部管理課〕</p>	<p>橋梁損傷原因者2名については未成年者であり、財産等もないため滞納処分の執行停止中ですが、今後も継続してその財産状況の把握に努めてまいります。</p>
【県北振興局】		
財産	<p>港湾施設用地や港湾区域内水域の占用において、不法占用状態が続いており解消されていない。 〔建設部建設管理課〕</p>	<p>川棚港における産業廃棄物につきましては、原因者において、少量ずつではありますが、撤去しており、その量は減少してきております。今後も完全撤去に向けて、関係部局とともに、粘り強く指導してまいります。</p> <p>港湾区域内水域の不法占用につきましては、相続人に撤去指導を行っておりますが、相続人も高齢で病気療養中であり、早急な解決は難しい状態です。現在、使用料の分納を優先指導しております。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。</p> <p>(一般会計...港湾区域内水域占用料・プレジャーボート係船料等 港湾施設整備特別会計...港湾施設目的外使用料)〔建設部建設管理課〕</p>	<p>港湾区域内水域占用料については、相続人(妻)が、分割で納入中です。(平成25年度 26,000円納入済)</p> <p>港湾施設使用料については、文書、電話等による納入指導を行ってまいります。(平成25年度 8,610円納入済)</p> <p>港湾施設目的外使用料については、今年度は、産業廃棄物の早期撤去を優先指導いたしました。今後、使用料の納付も強く指導してまいります。</p> <p>西海橋公園使用料については、連帯保証人に対しても、文書により納付指導を行い、現在、納付履行監視中です。(平成25年度 342,506円納入済)</p>
委託契約	<p>松島港(2)海岸漂着物回収・分別・収集・運搬業務委託の検査において、その対価が100万円を超えているにもかかわらず検査調書が作成されていない。</p> <p>〔大瀬戸土木維持管理事務所〕</p>	<p>環境省の補助事業である「海岸漂着物地域対策推進事業」を執行するにあたり、事務手続きの認識不足により、契約額が100万円を超えていながら、検査調書を作成しなかったものです。</p> <p>今後はこのような事がないよう、チェックリストなどを活用し、適切な事務処理を徹底してまいります。</p>
工事請負	<p>一般国道202号道路災害防除工事(4工区)において、モルタル吹付工を実施しているが、吹付面の清掃、木の根等の除去が不十分な面にモルタル吹付施工を行っており、施工した吹付工は所定の品質、機能を損なっていると判断される。</p> <p>〔建設部道路維持第一課〕</p>	<p>木の根等を除去すれば、法面が不安定となることから、道路交通の安全確保のためやむを得ず一部の木の根を残すこととなったものですが、モルタル吹付工の品質、機能の確認のため、今後は定期的に観測を行ってまいります。</p>
工事請負	<p>腰差地区地すべり対策工事において、地すべり対策として、鋼管ぐいを5本打設する工事であるが、設計図書の杭施工高さの未記載などの設計図書の不備から詳細設計見直しが必要となり、これにより、当初145日の工期が441日と大幅な工期延伸となっている。</p> <p>〔建設部砂防防災課〕</p>	<p>設計図書の不備等から工期が大幅に延伸する要因となったことについて、設計時も含め、図面や数量の照査をするなど、今後、同様の事例が発生しないよう努めてまいります。</p> <p>また、大幅な工期延長の要因の1つとして地元調整の難航もあったため、円滑な事業執行のための事前の地元調整に努めてまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【意見】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：出納局		
【会計課】		
収入	<p>証紙に関する事務処理については、証紙条例、証紙条例施行規則及び昭和42年3月8日付、出納長、総務部長通知により、申請書等の取扱い及び消印等の処理にあたっては厳正に行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、証紙の消印等の処理誤りに関する事例など不適切な事例が見受けられたので、証紙に関する事務処理に係る適正な取扱いについて指導徹底を行うべきである。</p>	<p>指導徹底を求める意見を受けて、不適切と指摘された事案について具体的な内容確認を行い、個別に指導を行いました。</p> <p>また、他部局において同様の指摘を受けることがないように、平成26年10月17日に会計課長通知（長崎県証紙収入事務の適正な執行について）を行うとともに同日開催された総務文書課主催の定期監査等にかかる研修会において注意喚起を行いました。</p>
委託契約	<p>委託契約については、今回の監査において、予定額及び予定価格の積算根拠が不明確である事例、業務委託の完了報告書が年度内に提出されていない事例、委任契約において精算確認が行われていない事例などが見受けられた。</p> <p>これらについては、平成22年2月17日、平成22年5月12日及び平成23年2月18日付、会計課長通知等により適正な契約事務の取り組みがなされているところであるが、再度、契約事務が適正に執行されるよう指導及び周知徹底に努めるべきである。</p>	<p>委託契約における予定額及び予定価格の積算根拠及び委任契約における精算確認につきましては、平成22年2月17日、平成22年5月12日及び平成23年2月18日付、会計課長通知により、また、業務委託の完了報告書の年度内提出につきましては、入札契約事務マニュアルや財務会計事務にかかる研修会等において適正化に努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、依然として、これらの指摘等がなされていることに鑑み、改めて、財務会計事務にかかる研修会や会計監督検査等の機会あるたびに、適正な契約事務について指導してまいります。</p>
物品	<p>物品の購入・管理については、物品の所在が確認できていない事例、物品貸付で貸付期間満了後も更新契約を締結しないまま貸付継続している事例が見受けられた。</p> <p>また、消耗品出納簿に図書カード等が登記されていない事例など事務手続きの不備が認められた。</p> <p>物品取扱規則や出納局長・総務部長通知等の周知徹底を図るとともに、物品管理者による厳正なる検証・確認を行い、適正な物品管理に努めるようさらなる指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>物品の購入・管理については、今回の指摘・指導事項を受け、あらためて物品管理室から各所属長に対し物品管理者による適正な物品管理についての通知を行う等の指導を行っております。</p> <p>今後は、出納局が実施している会計監督検査において指導を行うとともに、財務会計事務にかかる研修会等の機会あるたびに周知・指導を行ってまいります。</p>

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【意見】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：出納局		
【物品管理室】		
物品	<p>物品の購入・管理については、物品の所在が確認できていない事例、物品貸付で貸付期間満了後も更新契約を締結しないまま貸付継続している事例が見受けられた。</p> <p>また、消耗品出納簿に図書カード等が登記されていない事例など事務手続きの不備が認められた。</p> <p>物品取扱規則や出納局長・総務部長通知等の周知徹底を図るとともに、物品管理者による厳正なる検証・確認を行い、適正な物品管理に努めるようさらなる指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>10月10日付けで、各所属長に対し適正な物品管理について通知を行うとともに、同日開催の主管課長等会議において監査結果の概要説明と注意喚起を行いました。</p> <p>今回の監査で指摘・指導があった所属に対しては、経過説明と今後の改善策について文書による回答を求めたところであり、必要な所属に対して、さらに現地調査による指導を予定しております。</p> <p>あわせて、年度後半に開催する研修会等において適正な物品管理について周知徹底を図ってまいります。</p>

26議第209号
平成26年11月21日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県議会議長 渡辺 敏勝

平成26年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

平成26年9月25日付26長監第54号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：議会事務局		
【議会事務局】		
物品	消耗品出納簿に、年賀葉書が登記されていない。	直ちに消耗品出納簿へ登記しました。今後は適切に管理してまいります。

26教総第218号
平成26年11月13日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県教育委員会委員長 野中 彌三 印

平成26年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

平成26年9月25日付26長監第54号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：教育庁		
【体育保健課】		
物品	<p>物品の購入において、作成すべき予定価格調書が作成されていない。</p>	<p>事務処理を行う際に、複数の職員でのチェックを徹底するなど、今後、このようなことがないように十分に注意し、財務規則や関係規則などに則った適正な事務処理に努めてまいります。</p>

長公委（会）第2号
平成26年11月20日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県公安委員会委員長
前田 一彦

平成26年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）
平成26年9月25日付け26長監第54号の監査結果の通知に基づき、別紙のとおり
措置を講じたので通知します。

平成26年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：警察本部		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (放置違反金等)</p>	<p>放置違反金については、滞納者に対する督促状による督促をはじめ、電話、訪問による催促、延滞金専用の催促状による文書催促、催促強化月間を設定しての催促活動の実施、駐車対策室員を長崎県歳入徴収職員(出納員)に指定して訪問催促による直接収納を実施するとともに、平成25年度は滞納者の銀行口座を差し押さえる滞納処分を4件行っております。</p> <p>その結果、平成25年度の放置違反金の未収金については、2,449件、22,834,100円(前年比 401件、1,429,700円)と平成24年度に引き続き減少しております。</p> <p>今後も引き続き、各種催促活動を強化するとともに、併せて滞納処分等を推進し、収入の確保に努めます。</p> <p>次に、交通安全施設等損害賠償金については、滞納者の収入が少なく納入が滞っているものではありませんが、今後も滞納者に対する督促状による督促や電話等による催促、面談による実態の把握に努め、滞納者の資力に応じ少額でも納入させるなどの対策を講じながら、収入の確保に努めます。</p>
物品	<p>パソコン2点について、配置物品管理者から物品管理者に借入品管理簿への未登記が報告されていたが、年度末のチェックリストにおいては是正済みとされ、是正がなされず未登記のままとなっている。</p>	<p>指摘後、借入品管理簿に登記し是正しております。</p> <p>今後は、物品出納事務に漏れがないように実施するとともに、点検報告に対する確認・是正を確実にを行い、適切な物品管理事務に努めます。</p>